

令和 6 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 12月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 27
-

令和 6 年 12 月 11 日（水曜日）

文教福祉委員会会議録

令和6年12月11日 水曜日

午前10時00分開議

午後 1時36分開議（実時間150分）

（宮地さくら保育園における経過報告について）

（八代市障害者控除対象者認定基準の変更について）

（八代市国民健康保険運営協議会に対する諮問及び答申について）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）
1. 議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号（関係分）
1. 議案第134号・令和6年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第158号・令和6年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号
1. 議案第159号・令和6年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号
1. 議案第135号・令和6年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第160号・令和6年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号
1. 議案第136号・令和6年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号
1. 議案第143号・指定管理者の指定について（八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンター）
1. 議案第144号・指定管理者の指定について（八代市立図書館）
1. 議案第142号・財産の無償譲渡について（八代市シルバーワークプラザ八代の建物等）
1. 議案第156号・シルバーワークプラザ八代条例の廃止について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（八代市こども計画の策定について）

○本日の会議に出席した者

委員長	成 松 由紀夫 君
副委員長	北 園 武 広 君
委員	大 倉 裕 一 君
委員	橋 本 徳一郎 君
委員	橋 本 隆 一 君
委員	堀 口 晃 君
委員	増 田 一 喜 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

健康福祉部長 （福祉事務所長兼務）	福 本 桂 三 君
健康福祉部次長 （福祉事務所次長兼務）	辻 田 美 樹 君
理事兼健康福祉政策課長	石 本 淳 君
こども未来課長 （こども家庭センター長兼務）	森 田 克 彦 君
国保ねんきん課長	高 崎 博 文 君
介護保険課長	草 西 亮 介 君
高齢者支援課長 （成年後見支援センター所長兼務）	久 保 祝 子 君
教育部長	田 中 智 樹 君
教育部次長	下 津 恵 美 君
生涯学習課長 （公民館館長兼務）	泉 宜 孝 君
生涯学習課生涯学習推進係長	西 村 久 美 君

○記録担当書記

村 上 政 資 君

(午前10時00分 開会)

○委員長(成松由紀夫君) それでは、定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付しております付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おきを願います。

◎議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号(関係分)

○委員長(成松由紀夫君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明を願います。

○健康福祉部長(福祉事務所長兼務)(福本桂三君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)健康福祉部の福本です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号、第3款・民生費、第4款・衛生費中、健康福祉部関係分について、健康福祉部、辻田次長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長(福祉事務所次長兼務)(辻田美樹君) 皆さん、おはようございます。

(「おはようございます」と呼ぶ者あり)健康福祉部の辻田です。どうぞよろしくお願いいたします。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)失礼して着座にて説明させていただきます。

す。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○健康福祉部次長(福祉事務所次長兼務)(辻田美樹君) それでは、健康福祉部所管分の補正予算について説明いたします。

議案第133号・八代市一般会計補正予算書・第11号を御覧ください。

補正予算書の3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出になります。

款3・民生費、項1・社会福祉費から469万1000円を減額し、補正後の予算額を134億9017万5000円とし、また、項2・児童福祉費に2億548万6000円を追加し、補正後の予算額を102億2400万5000円としまして、民生費の総額は、2つ上になりますが、269億9348万9000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費に10万8000円を追加し、補正後の予算額を21億6622万2000円とし、衛生費の総額は、1つ上になりますが、53億6633万2000円としております。

続きまして、歳出の主な内容を説明いたします。

19ページ下の表をお願いいたします。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で、福祉総合システム運用事業に係る委託料として、52万8000円を計上しています。これは、障害児通所サービス受給者等の受給者証の表示が令和7年4月から変更されるに伴うシステム改修費用です。

特定財源として2分の1の国庫支出金を予定しております。

次に、同じく目1・社会福祉総務費で、節27・繰出金について、646万8000円を減額しています。これは国民健康保険特別会計への繰出金分で、標準準拠システムの移行時期が本年度から来年9月に延期になったことに伴い、

当初予算に計上していた納税通知書作成委託の変更契約予定分にかかる費用が不要となったため、繰出金を減額するものです。

事業の詳細につきましては、国民健康保険特別会計補正予算・第2号で説明いたします。

次に、項1・社会福祉費、目2・老人福祉対策費で、五家荘デイサービスセンター管理運営事業に伴う人件費補償として、28万9000円を計上しています。

また、目3・社会福祉対策費で、泉地域福祉センター管理運営事業及び柿迫生きがいセンター管理運営事業に伴う人件費補償として、それぞれ84万1000円及び11万9000円を計上しています。この3施設に泉憩いの家を加えた4施設の管理運営をまとめて指定管理者の八代市社会福祉協議会へ委託しているところですが、最低賃金の上昇により、指定管理者の負担が増加しているため、協定書の規定に基づき、臨時職員分の人件費について補償を行うものです。

次に、20ページ上の表を御覧ください。

項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で、母子生活支援施設入所措置事業に伴う委託料として、698万6000円を計上しています。措置費には2種類あり、まず、1つ目は、DV被害などを受けている母子が生活の自立を目指して入所する母子生活支援施設に支弁する入所措置費で、2世帯分の601万円を計上しています。2つ目は、経済的な理由などにより、妊婦が県指定の医療機関で入院助産を受ける場合に、助産施設に支弁する措置費で、2名分97万6000円を計上しています。いずれも対象者が当初の見込みを上回ったことによるものです。

なお、特定財源として、2分の1の国庫支出金及び4分の1の県支出金を予定しております。

次に、項2・児童福祉費、目3・保育所費で、私立保育所保育事業、施設型給付事業及び地域

型保育給付事業に伴う負担金補助及び交付金として、それぞれ1億5500万円、4100万円及び250万円を計上しています。これは、昨年度の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、給付費の積算根拠となる公定価格が引き上げられたことにより、不足する給付費を補正するもので、私立の保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育の事業所などに給付するものです。

なお、特定財源として、2分の1の国庫支出金及び4分の1の県支出金を予定しております。

続きまして、同じく20ページ下の表です。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で、妊産婦健康支援事業について、扶助費10万8000円を計上しています。これは、遠方の分娩施設で出産された妊婦に対し、出産時の交通費及び宿泊費を助成するものです。

助成対象となる要件には、2種類あり、1つ目は一般の妊婦の方で、住所地等から最寄りの分娩施設までおおむね60分以上、距離にして片道40キロ以上の場合で、本市では、泉地域の一部が該当します。2つ目は、医学的な理由により、熊本大学病院、熊本市市民病院などの周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦の方で、住所地等から当該周産期母子医療センターまで、先ほどと同様の距離がある場合が対象となり、市役所本庁舎周辺を含む本市の多くの地域が該当します。

交通費の助成額は、タクシー利用の場合は、実費額の8割を支給することとしており、上限額は1万6000円です。自家用車などによる場合は、本市の旅費規程に準じて算出した額の8割を支給することとしており、上限額は4000円です。

また、上記の妊婦の方が出産時の入院前に分娩施設の近隣の宿泊施設への前泊が必要となった場合の宿泊費については、実費額または本市

の旅費規程に準じた額から2000円を控除した額を支給することとしております。1泊6000円が上限額となり、出産前までの最長14泊が助成対象となります。

事業開始については、県に合わせて遡ることとし、10月1日以降の出産に適用したいと考えております。対象者は、出産後の赤ちゃん全戸訪問などにおいて把握することとしており、半年間で20名程度と考えております。

なお、特定財源として、4分の3の県支出金を予定しております。

以上が、健康福祉部所管分の補正予算の説明となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 指定管理者の人件費補償ということで、124万9000円で、協定書に基づきということでありましたけれども、我々議員は協定書を見ることがないんですよ。協定書を出しながら、こういう部分のこの項に関して、改正を求めたいと。改正といいますか補正を求めたいというような説明をしていただければ、なお分かりやすいのかなというふうに思うんですけど、その辺りは、資料を出していただくこととはできるんでしょうか。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課、石本でございます。

今おっしゃられました協定書につきましては、お示しさせていただくというところで、これは後ほどということではよろしいのでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） それでいいですか。

○委員（大倉裕一君） 資料請求という形になりますですかね。そこはもう委員長の裁量で。

○委員長（成松由紀夫君） 今出すんですか。

今じゃなくていいんですよ。資料請求でいいんですね。

○委員（大倉裕一君） 今出せるなら、今コピーを出していただければ助かりますけど。

○委員長（成松由紀夫君） 準備が執行部もできてないでしょう。後ほど資料請求――。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） 今、手持ちで持ってきておりませんので、準備をする時間等をいただければと思いますが。

○委員長（成松由紀夫君） 後ほどでよろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、同じくして、私立保育所保育事業とか施設型給付事業とかですね、こども未来課のほうで補正をお願いします国の公定価格改定、すいません、不勉強だと指摘されるかもしれないんですが、ここもですね、議員のほうに、こういった改正があったんですよという資料を頂いたほうが、なお分かりやすい、説得力のある補正予算の提案になるんじゃないかなというふうに思います。その点はいかがでしょうか。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（森田克彦君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）こども未来課、森田です。

改定の通知が国から来ておりますので、ちょっと準備をさせていただきまして、御提出したいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、指定管理者のほうで、債務負担行為をされていると思うんですけど、昨年の契約と1000万円ぐらい違いますよね。その内容は何がどう違うんでしょうか。単年度で見ていると1000万円

ぐらいの増加になってます。今年、指定管理者
に対しての人件費補償ということで120万円
ですね。120万円差し引いたとしても、残り
の880万ぐらいの金額、約900万円の金額
が増加で契約をしてあるというふうに思うん
ですけど、その点については、どういった内容
になるのでしょうか。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） 失
礼いたします。

後のほうの議案143号の部分の指定管理の
ほうでの議案のところで御説明をさせていただ
くというところでよろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませ
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で
質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 衛生費の妊産婦の健
康支援事業、これ、私が前回一般質問した内容
だったと思うんですけど、これが採用された
というのは非常にうれしいことなんですけど、対象
者がどのくらいかというのが、先ほど半年で2
0名というふうに見込み、話されましたけど、
実際利用がどのくらいになるかというのはです
ね、非常に気になるところなので、しっかり周
知もされた上で、活用していただけたらなとい
うふうに思います。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で、
第3款・民生費及び第4款・衛生費についてを
終了いたします。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午前10時15分 小会）

（午前10時16分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、歳出の第9款・教育費について、教育
部から説明をお願いします。

○教育部長（田中智樹君） 皆様、おはようご
ざいます。（「おはようございます」と呼ぶ者
あり）教育部の田中でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案
第133号・令和6年度八代市一般会計補正予
算の第11号、教育部所管分につきまして、次
長の下津より御説明いたしますので、御審議の
ほど、よろしくお願いいたします。

○教育部次長（下津恵美君） 皆様、おはよう
ございます。（「おはようございます」と呼ぶ
者あり）教育部の下津でございます。どうぞよ
ろしくお願いいたします。（「お願いします」
と呼ぶ者あり）失礼ながら、着座にて説明をさ
せていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○教育部次長（下津恵美君） まず、予算書の
3ページを御覧ください。

歳出の第9款・教育費の補正額の欄になりま
す。242万3000円を追加し、補正後の額
を59億6460万5000円といたしております。

なお、ただいま申し上げました補正額のうち、
教育部が所管いたします金額は130万円でご
ざいまして、差額112万3000円は、経済
文化交流部所管分でございます。

それでは、歳出の具体的内容について説明い
たします。

今回、教育部が所管いたします補正予算の内
容は、八代市立図書館施設について指定管理者
に対する人件費補償に伴う補正でございます。

予算書、23ページをお願いいたします。

款9・教育費、項7・社会教育費、目4・図

書館費でございます。図書館管理運営事業で、130万円を計上いたしております。これは、八代市立図書館施設について指定管理者に対する人件費補償として、それぞれの委託料積算時には予測し得ない賃金上昇により、指定管理者の負担が増加しているため、協定書の規定に基づき補償を行うものでございます。対象施設は、八代市立図書館本館、せんちょう分館、かがみ分館の指定管理委託料で、令和6年度10月から3月分の人件費24名分に相当するものでございます。

なお、本施設につきましては、令和7年4月から新たに5年間の指定管理委託契約の締結を必要としており、それに伴う債務負担行為の設定をお願いしております。この件につきましては、議案第144号・指定管理の指定を御審議いただく際に、担当部署より詳しく御説明いたします。

以上が、教育部が所管します12月補正予算の内容でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 先ほどの健康福祉部のほうにもお願いをしたんですが、協定書の規定というのをですね、見たことがありませんので、ぜひ協定書の規定の提出をお願いしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（公民館館長兼務）（泉 宜孝君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）生涯学習課の泉でございます。

先ほど大倉委員から言われました協定書の規定の部分については、後ほど提出をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませ

んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第133号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号（関係分）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明を願います。

○教育部長（田中智樹君） それでは、引き続き、議案の第157号・令和6年度八代市一般会計補正予算・第12号の教育部所管分について、次長の下津より御説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育部次長（下津恵美君） 引き続きよろしくお願いいたします。（「お願いします」と呼ぶ者あり）では、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○教育部次長（下津恵美君） まず、議案書と別に配付しております資料、右肩に議案第157号から第160号関係資料と記載されており

ます資料を使って説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に伴う給与改定分の補正と人事異動等に伴う増減分の補正を行うものでございます。

給与改定につきましては、給料及び期末勤勉手当ともに3年連続の引上げの実施となっております。

まず、給料表につきましては、水準を平均3.0%引き上げるものでございます。これは、若年層を重点に置いた引上げ改定となっており、この改定による引上げ対象者は、全会計で一般職1166人、会計年度任用職員536人となっております。

次に、期末勤勉手当につきましては、年間支給月数を4.50月から4.60月へと0.10月引き上げるものでございます。

そのほか、給与改定以外の補正の主な要因といたしましては、人事異動等に伴う給与、諸手当の増減による影響分、育児休業及び退職による影響分、共済組合負担金の率改定による影響分によるものでございます。

当初予算にて人件費を計上するときは、当初予算編成時点の職員を基に積算しております。しかし、翌年4月1日の人事異動に伴う職員配置の変更により、給料の高い職員と給料の低い職員とが入れ替わるなどがありますので、毎年度12月に人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

それでは、まず、予算書4ページを御覧ください。

歳出の第9款・教育費の補正額の欄になります。7608万2000円を追加し、補正後の額を60億4068万7000円といたしております。なお、ただいま申し上げました補正額のうち、教育部が所管いたします金額は、6599万9000円でございます、差額1003万8000円は、経済文化交流部所管分でございます。

それでは、具体的に款項目ごとに説明いたします。

予算書の22ページをお願いします。

款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費では、特別職1人、職員58人、会計年度任用職員6人分の人件費の補正として2134万5000円を計上しております。増額の理由は、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定による影響が主なものでございます。

その下、目3・教育サポートセンター費では、職員3人、会計年度任用職員5人分の補正として14万5000円を計上しております。こちらも、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動による影響が主なものでございます。

次に、下の表、項2・小学校費、目1・学校管理費では、会計年度任用職員44人分として、1038万6000円を計上しております。増額の理由は、人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

次、目2・教育振興費では、会計年度任用職員78人分の補正として464万7000円を計上しております。増額の理由は、こちらも人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

23ページをお願いします。

項3・中学校費、目1・学校管理費では、会計年度任用職員26人分の補正として569万5000円を計上しております。こちらも人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

その下、目2・教育振興費では、会計年度任用職員49人分の補正として401万1000円を計上しております。こちらも人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

真ん中の表の項4・特別支援学校費、目1・学校管理費で、会計年度任用職員1人分の補正として10万5000円を計上しております。こちらも人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

その下、目２・教育振興費では、会計年度任用職員１２人分の補正として２６８万２０００円を計上しております。こちら人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

次、下の表の項５・幼稚園費、目１・幼稚園費では、職員２８人、会計年度任用職員１３人分の補正として１３０８万５０００円を計上しております。増額理由としましては、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動の影響が主なものでございます。

２４ページをお願いします。

項６・学校給食費、目１・学校給食費では、職員７人、会計年度任用職員１３人分の補正として１６０万５０００円を計上しております。増額の理由は、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動による影響が主なものでございます。

次、下の表になります。項７・社会教育費、目１・社会教育総務費では、職員９人分の補正として２１３万円を計上しております。増額の理由は、人事異動と人事院勧告に伴う給与改定による影響が主なものでございます。

その下、目２・公民館費では、職員９人分の補正として２０万６０００円を計上しております。こちら人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動による影響が主なものでございます。

２つ下の目５・博物館費では、職員１１人、会計年度任用職員１人分の補正として４万３０００円を減額しております。減額の理由としましては、人事異動に伴う給与等の減額が、人事院勧告に伴う給与改定に伴う増額よりも大きいことによるものでございます。

以上が、教育部が所管します人件費についての款項目ごとの補正内容でございます。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 人件費が増えること

は分かるんですが、そのマイナスになっているところの原因というのは、人事異動で、より下の給与が低い方が異動したことによるっていうことの理解でよろしいでしょうか。

○教育部次長（下津恵美君） ただいまの御質問ですが、人事異動で給料の高い職員が出て、低い職員が入ったことによるもので減額が生じております。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で、第９款・教育費についてを終了いたします。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午前１０時３１分 小会）

（午前１０時３２分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、歳出の第３款・民生費及び第４款・衛生費について、健康福祉部から説明を願います。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（福本柱三君） 健康福祉部、福本です。

それでは、議案第１５７号・令和６年度八代市一般会計補正予算・第１２号、第３款・民生費、第４款・衛生費中、健康福祉部関係分について、健康福祉部辻田次長が説明します。その後、議案第１３４号・令和６年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第２号及び議案第１５８号・令和６年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第３号、議案第１５９号・令和６年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第１号については、高崎国保ねんきん課長が、また、議案第１３５号・令和６年度八代市介護

保険特別会計補正予算・第2号及び議案第160号・令和6年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号については、草西介護保険課長が、議案第136号・令和6年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号については、石本理事兼健康福祉政策課長が説明しますので、よろしくお願ひいたします。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（辻田美樹君） 健康福祉部の辻田です。改めましてよろしくお願ひいたします。（「お願ひします」と呼ぶ者あり）それでは、失礼して着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（辻田美樹君） 健康福祉部所管分の補正予算について説明いたします。

議案第157号・八代市一般会計補正予算書・第12号を御覧ください。

なお、今回の補正予算における人件費の補正内容につきましては、先ほどの教育費と同様、人事院勧告に伴う給与改定や人事異動等に伴う人件費の増減について補正を行うものです。

それでは、補正予算書の3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出です。

款3・民生費、項1・社会福祉費に1942万2000円を増額し、補正後の予算額を135億959万7000円とし、項2・児童福祉費に3109万8000円を追加し、補正後の予算額を102億5510万3000円とし、項3・生活保護費に1959万8000円を追加し、補正後の予算額を32億9794万1000円とし、民生費の総額は、3つ上になりますが、270億6360万7000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費から729万3000円を減額し、補正後の予算額を21億5892万9000円とし、衛生費の

総額は、1つ上になりますが、53億6570万3000円としております。

続きまして、歳出の内容を説明いたします。

13ページをお願いします。

上から2つ目の表です。款3・民生費、項1・社会福祉費、まず、目1・社会福祉総務費です。職員14人分、会計年度任用職員1人分の人件費の補正として2137万1000円を増額しております。増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものです。節27・繰出金の640万3000円の増額は、国民健康保険特別会計の64万5000円の増額、後期高齢者医療特別会計の396万2000円の減額及び介護保険特別会計の972万円の増額の合計額で、それぞれの特別会計への人件費補正分の繰出金になります。

内容につきましては、それぞれの特別会計において御説明いたします。

次に、目2・老人福祉対策費で、職員7人分の人件費の補正として294万1000円を増額しております。増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものです。

次に、目4・障害福祉対策費で、職員23人分、会計年度任用職員7人分の人件費の補正として1211万円を減額しております。減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものです。

次に、目5・国民年金費で、職員5人分の人件費の補正として27万8000円を増額しております。増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものです。

次のページをお願いします。

目6・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費で、会計年度任用職員3人分の人件費の補正として53万9000円を増額しております。増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものです。

下の表に移りまして、項2・児童福祉費です。

まず、目１・児童福祉総務費で職員２６人分、会計年度任用職員６人分の人件費の補正として４９４万４０００円を増額しております。増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものです。

次に、目３・保育所費で職員８０人分、会計年度任用職員５４人分の人件費の補正として２６１５万４０００円を増額しております。増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものです。

次のページをお願いします。

項３・生活保護費、目１・生活保護総務費で、職員２９人分の人件費の補正として１９５９万８０００円を増額しております。増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものです。

次に、下の表に移りまして、款４・衛生費です。

款４・衛生費、項１・保健衛生費で、まず、目１・保健衛生総務費です。職員３６人分、会計年度任用職員１６人分の人件費の補正として７９６万１０００円を減額しております。減額の理由としましては、人員異動による影響が主なものです。

次に、目２・予防費です。会計年度任用職員２人分の人件費の補正として３９万７０００円を増額しております。増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものです。

以上が、健康福祉部所管の補正予算の説明となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありま

せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第１５７号・令和６年度八代市一般会計補正予算・第１２号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午前１０時４０分 小会）

（午前１０時４１分 本会）

◎議案第１３４号・令和６年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第２号

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第１３４号・令和６年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第２号を議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の高崎でございます。よろしくお願いいたします。

議案第１３４号・令和６年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第２号について、着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） それでは、予算書の１ページをお願いいたします。

第１条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６４６万８０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７０億９５７万６０００円としております。

また、第２条において債務負担行為の追加を行っております。

２ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の下段の表、歳出でございますが、款1・総務費、項1・総務管理費で、646万8000円を減額し、補正後の予算額を1億8407万5000円としております。

また、上の表、歳入につきましては、款5・繰入金、項1・一般会計繰入金で、歳出と同額の646万8000円を減額し、補正後の予算額を14億7854万8000円としております。

次に、このページ下段の第2表、債務負担行為補正の表を御覧ください。

1項目めの診療報酬明細書点検整理等業務委託は、医療機関から熊本県国民健康保険団体連合会を通して請求される診療報酬明細書の点検委託に係る経費で、期間を令和6年度から令和7年度とし、限度額を各点検項目の単価に取扱件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加算した額としております。

次の国民健康保険資格確認書作成経費は、被保険者証に代わる資格確認書の印刷に係る経費で、期間を令和6年度から令和7年度とし、限度額を216万2000円としております。

いずれも令和7年度当初から履行を開始するもので、予算執行の事前準備として、新年度開始前に契約を締結する必要がありますので、債務負担行為の設定を行うものです。

5ページをお願いします。

それでは、下の表、歳出の具体的内容について説明します。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費を646万8000円減額しております。これは、標準準拠システムの移行時期が令和7年9月に延期になったことに伴い、当初予算に計上しておりました納税通知書作成委託の変更契約予定分について、減額補正するものです。

また、上の表、歳入の款5・繰入金、項1・

一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金は、歳出と同額の646万8000円を減額しております。

以上で、議案第134号・令和6年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 債務負担行為で保険資格確認書の作成経費というふうになるんですが、直接関係するかというのはちょっとあれなんですけど、今回の一般質問で取り上げた短期被保険者証の方はこの中に入るのかどうかというのをちょっと確認したいんですけども。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） 短期被保険者証につきましては、有効期限までは短期被保険者証が有効となりますが、短期被保険者証の有効期限を過ぎた後は資格確認書を発行するような形となります。

以上です。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第134号・令和6年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、
本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第158号・令和6年度八代市国民健康
保険特別会計補正予算・第3号

○委員長（成松由紀夫君） 次に、議案第15
8号・令和6年度八代市国民健康保険特別会計
補正予算・第3号を議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） 国保ねん
きん課の高崎でございます。引き続きよろしく
お願いいたします。

議案第158号・令和6年度八代市国民健康
保険特別会計補正予算・第3号について、着座
にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） 今回の補
正予算につきましては、先ほどの民生費等と同
様に、人事院勧告に伴う給与改定分、人事異動
に伴う影響分など、人件費の増減を補正するも
のでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いします。

第1条において、歳入歳出予算の総額に歳入
歳出それぞれ210万8000円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億
1168万4000円としております。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の下段の表、歳出
でございますが、款1・総務費、項1・総務管
理費を64万5000円増額し、補正後の予算
額を1億8472万円とし、款5・保健事業費、
項1・保健事業費を100万7000円増額し、
補正後の予算額を6586万5000円とし、
また、項2・特定健康診査等事業費を45万6
000円増額し、補正後の予算額を9348万
9000円としております。

また、上の表、歳入につきましては、款4・
県支出金、項1・県負担金・補助金を131万
1000円増額し、補正後の予算額を124億

1288万9000円とし、款5・繰入金、項
1・一般会計繰入金を64万5000円増額し、
補正後の予算額を14億7919万3000円
とし、款8・繰越金、項1・繰越金を15万2
000円増額し、補正後の予算額を1億222
0万5000円としております。

それでは、歳出の具体的内容について説明い
たします。

6ページをお願いします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一
般管理費では、職員16人分及び会計年度任用
職員4人分の人件費の補正として64万500
0円を増額し、次の表、款5・保健事業費、項
1・保健事業費、目1・疾病予防費では、会計
年度任用職員5人分の人件費の補正として10
0万7000円を増額し、次の表、款5・保健
事業費、項2・特定健康診査等事業費、目1・
特定健康診査等事業費では、会計年度任用職員
2人分の人件費の補正として45万6000円
を増額しております。増額の理由としましては、
いずれも給与改定による影響が主なものでござ
います。

5ページにお戻りいただきまして、歳入につ
きましては、款4・県支出金、項1・県負担
金・補助金、目1・保険給付費等交付金の13
1万1000円、次の表、款5・繰入金、項
1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金の
64万5000円、次の表、款8・繰越金、項
1・繰越金、目1・繰越金の15万2000円
は、人件費の補正分として、歳入の3件を合わ
せまして、歳出の総額と同額を計上しておりま
す。

以上で、議案第158号・令和6年度八代市
国民健康保険特別会計補正予算・第3号の説明
を終わります。御審議のほど、よろしくお願い
いたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の
部分について質疑を行います。質疑ありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第158号・令和6年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第159号・令和6年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号

次に、議案第159号・令和6年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） 引き続きよろしくお願いいたします。

議案第159号・令和6年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号について、着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） 今回の補正予算につきましては、国民健康保険特別会計と同様に、人事院勧告に伴う給与改定分、人事異動等に伴う影響分など、人件費の増減を補正するものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ396万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億426万4000円としております。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正の下段の表、歳出でございますが、款1・総務費、項1・総務管理費を447万8000円減額し、補正後の予算額を6903万円とし、また、項2・徴収費を51万6000円増額し、補正後の予算額を1120万9000円としております。

また、上の表、歳入につきましては、款3・繰入金、項1・一般会計繰入金を396万2000円減額し、補正後の予算額を7億6509万3000円としております。

それでは、歳出の具体的内容について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

中段の表、歳出の款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費において、職員8人分の補正として447万8000円を減額しております。減額の理由としましては、育児休業及び人事異動等による影響が主なものでございます。

次の表、款1・総務費、項2・徴収費、目1・徴収費において、会計年度任用職員2人分の補正として51万6000円を増額しております。増額の理由としましては、給与改定による影響が主なものでございます。

また、歳入につきましては、上段の表、款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・事務費繰入金で、歳出と同額の396万2000円を減額しております。

以上で、議案第159号・令和6年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） すいません、ちょっと発言に誤りがありましたので、訂正させていただきますと思います。

先ほど、歳入の最後の部分になりますけれども、5ページになります。款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・事務費繰入金の金額を申し上げました際に、396万3000円と申し上げましたが、396万2000円の減ということで、訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

○委員長（成松由紀夫君） 承知しました。

それでは、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第159号・令和6年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時58分 小会）

（午前10時58分 本会）

◎議案第135号・令和6年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第135号・令和6年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○介護保険課長（草西亮介君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）介護保険課の草西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座り

まして御説明をさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○介護保険課長（草西亮介君） 議案第135号・令和6年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号で御説明をいたします。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6642万2000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ150億7823万6000円としております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の下段の表、歳出でございますが、款5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金で、6642万2000円を追加し、補正後の予算額を7130万5000円としております。

また、上段の表、歳入につきましては、款9・繰越金、項1・繰越金で6642万2000円を追加し、補正後の予算額を2億4287万4000円としております。

それでは、歳入及び歳出の具体的内容について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

まず、歳出につきましては、下段の表、款5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金及び還付加算金に、6642万2000円を計上しております。これは、国県等償還金事業において、過年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、超過交付となりました負担金及び交付金について、国及び県へ返還するものでございます。

また、歳入につきましては、上段の表、款9・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金の6642万2000円が、歳出で御説明をいたしました国、県への返還金の財源として計上したものです。

以上で、議案第135号・令和6年度八代市

介護保険特別会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第135号・令和6年度八代市介護保険特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第160号・令和6年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号

次に、議案第160号・令和6年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号を議題とし、説明を求めます。

○介護保険課長（草西亮介君） 介護保険課の草西でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。それでは、座りまして説明をさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○介護保険課長（草西亮介君） 議案第160号・令和6年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号で御説明をいたします。

人件費につきましては、ほかの特別会計と同様に、人事院勧告の影響等による補正を行うものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたし

ます。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ1033万5000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億8857万1000円としております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の下段の表、歳出でございますが、款1・総務費、項1・総務管理費では595万4000円、項3・介護認定費では366万円、款3・地域支援事業費、項1・介護予防・日常生活支援総合事業費では47万1000円、項2・包括的支援事業・任意事業費では25万円をそれぞれ追加し、補正額の合計を1033万5000円としております。

また、上段の表、歳入につきましては、款1・保険料、項1・介護保険料では16万9000円、款4・支払基金交付金、項1・支払基金交付金では12万7000円、款5・国庫支出金、項2・国庫補助金では21万3000円、款6・県支出金、項2・県補助金では10万6000円、款8・繰入金、項1・一般会計繰入金では972万円をそれぞれ追加し、補正額の合計を1033万5000円としております。

それでは、歳出の具体的内容について御説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

まず、上段の表、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費におきまして、職員33名分の給料、職員手当等、共済費の計595万4000円を追加し、中段の表で、項3・介護認定費、目2・認定調査費において、会計年度任用職員21名分の報酬等の計366万円を追加し、下段の表、款3・地域支援事業費、項1・介護予防・日常生活支援総合事業費、目2・一般介護予防事業費におきまして、会計年度任用職員2名分の報酬等の計47万1000円を追加し、次の8ページの表では、款3・地域支援事業費、項2・包括的支援事業・任意事

業費、目１・包括的支援事業費におきまして、会計年度任用職員１名分の報酬等の計２５万円を追加しております。追加の理由は、職員、会計年度任用職員の給与改定等に伴う報酬、給料、職員手当等の増額を行うものでございます。

歳入につきましては、５ページをお願いいたします。

歳入は、先ほど御説明をいたしましたとおり、款１・保険料１６万９０００円、款４・支払基金交付金１２万７０００円、款５・国庫支出金の計２１万３０００円、款６・県支出金の計１０万６０００円、款８・繰入金９７２万円の補正額の合計は１０３万３千５００円で、歳出で御説明いたしました人件費関係分の財源でございます。

以上で、議案第１６０号・令和６年度八代市介護保険特別会計補正予算・第３号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第１６０号・令和６年度八代市介護保険特別会計補正予算・第３号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前１１時０６分 小会）

（午前１１時０７分 本会）

◎議案第１３６号・令和６年度八代市診療所特別会計補正予算・第１号

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第１３６号・令和６年度八代市診療所特別会計補正予算・第１号を議題とし、説明を求めます。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課、石本でございます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） 失礼いたします。

それでは、議案第１３６号・令和６年度八代市診療所特別会計補正予算・第１号につきまして、御説明いたします。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

第１条で債務負担行為の設定を行うことといたしております。

２ページをお願いいたします。

第１表、債務負担行為で、椎原診療所医療事務業務委託に要する経費につきまして、来年度にかけ限度額を９１万５０００円として債務負担行為を設定いたしております。これは、泉町にございます椎原診療所において、保険診療報酬の請求と診療報酬明細書の点検に係る医療事務を民間業者に委託いたしておりますが、令和７年度予算で契約するに当たり、４月１日の事業開始前に契約相手方の決定等の事前準備が必要となることから、債務負担行為を設定するものでございます。限度額につきましては、単価契約となりますことから、今回の最低賃金の上昇分を考慮しました１件当たりの単価に件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額を９１万５０００円と見積り、限度額とい

たしております。

以上で、議案第136号・令和6年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号についての御説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第136号・令和6年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第143号・指定管理者の指定について
（八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンター）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第143号・八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンターに係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） 引き続きよろしく願いいたします。失礼して、着座にて御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） 失礼いたします。

それでは、議案第143号・指定管理者の指定について、議案の15ページになりますが、右肩に令和6年12月11日文教福祉委員会議案第143号関係資料とあります、タイトルが指定管理者候補者の選定結果についての資料に基づいて、説明をさせていただきます。

今回、指定管理者候補者を選定いたしました、八代市泉地域福祉センター等福祉施設につきましては、現在、社会福祉法人八代市社会福祉協議会を指定管理者としていただいておりますが、令和7年3月31日をもちまして期間満了となります。

新たに指定管理を行うに際しましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の承認をいただく必要がございます。今回、その指定管理者の候補者を選定いたしましたことから、提案をさせていただきます。

1、施設の概要でございます。

今回、提案いたしますのは、健康福祉政策課で所管しており、泉町でございます、八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター及び八代市柿迫生きがいセンターの4施設に係る指定管理者の指定についてです。

ここで資料の4ページ、別紙資料2を御覧ください。

泉町の管内図に4施設の場所、写真、施設の概要を記載した資料でございます。地図の中央少し左、緑の丸の部分が市役所泉支所になります。泉支所の北西側の赤い丸が泉地域福祉センターと泉憩いの家、支所の東側が柿迫生きがいセンター、地図の中央より右下、五家荘の椎原地区にあります五家荘デイサービスセンターでございます。

それぞれの施設の概要としまして、青い四角

囲みで、事業内容、開館状況、利用者数の状況
を載せております。各施設の事業内容について
説明させていただきます。なお、開館状況、利
用者数については御覧いただきたいと存じます。

まず、左下の四角囲み、泉地域福祉センター
についてです。当センターには、社協の泉支所
の事務所、介護保険事業のデイサービスセンタ
ー、居宅介護支援事業所、地域包括支援センタ
ーのランチ機能として、泉地域の相談窓口を
担うあんしん相談センターがございます。また、
入浴施設と居住施設が併設されております。入
浴施設は市内外どなたでも入浴が可能でござい
ます。また、居住施設は、市内に住所を有する
おおむね60歳以上の独り暮らしの者または夫
婦のみの世帯の者であって、身体状況や住宅環
境、高齢等のために独立して生活することに不
安がある方が入居できることとなっております。

次に、下側の中央囲み、泉憩いの家について
です。当施設は、老人憩いの家として設置され
ており、老人の健康増進と老人相互の親睦を図
るため、月2回のいきいきサロンとやつしろ元
気体操などを行っております。

続きまして、右下の囲み、五家荘デイサービ
スセンターについてです。当センターは、五家
荘の椎原地区において、介護保険事業のデイサ
ービス事業と月1回いきいきサロンを行ってお
ります。

最後に、右側中央の囲み、柿迫生きがいセン
ターについてです。当センターは、住民が集い、
憩う場として、週3回のいきいきサロンと月2
回のやつしろ元気体操などを行っております。
また、入浴施設による一般入浴も併せて実施し
ております。

以上が施設の概要になります。

資料の1ページに戻っていただきまして、2、
指定の期間は、令和7年4月1日から令和10
年3月31日までの3年間でございます。

3、提案価格は3か年で9380万7000

円。各年度の内訳としましては、年額3126
万9000円でございます。

4、指定管理者の候補者の概要でございます
が、今回の指定管理者候補者は、現在の4施設
の指定管理者である社会福祉法人八代市社会福
祉協議会でございます。

2ページをお願いします。

5、指定の経緯でございますが、今回の指定
管理者の候補者選定につきましては、9月26
日から11月1日までの間で公募を行いました
ところ、1者からのみの応募でございました。
これを受け、11月6日に指定管理者候補者選
定委員会を開催しております。

7にございます8名の委員により審査を行っ
たところでございます。

8、選定結果についてでございますが、まず、
表の一番右にあります選定基準としまして、配
点合計100点満点の60点を超えることを基
準としております。

ここで資料の3ページ、別紙資料1、指定管
理者候補者選定集計表を御覧ください。

各選定項目、審査項目、審査項目ごとの配点、
また、表の右側が項目ごとの平均得点、一番右
下が総合得点でございます。8名の委員による
審査の点数の平均の総合得点が82.4点でご
ざいまして、60点以上の結果でございました
ので、社会福祉法人八代市社会福祉協議会を候
補者として選定したところでございます。

資料の2ページに戻りまして、6、今後の日
程としまして、このたび議会の承認をいただき
ました際には、来年4月1日での協定の締結、
指定管理者の運営の開始となるところでござい
ます。

以上で、議案第143号・指定管理者の指定
についての説明とさせていただきます。御審議
のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の
部分について質疑を行います。質疑ありません

か。

○委員（大倉裕一君） 先ほどお尋ねした件ですけど、今年度、その指定管理をされる場合の契約金額と前年度の契約金額、どれだけ差額が出ておりますでしょうか。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） 現在、単年の金額にしますと、委託料が2232万8000円という状況でございます。今回の委託金額——額につきましては、年間3126万9000円というところでございまして、900万円程度増額という状況になっております。

増額の要因というところでございますけれども、先ほど、補正予算でもありました人件費の部分というのもございますけれども、それ以外に、泉地域のこの指定管理施設4施設の中にデイサービスセンターのほうを2施設設置しておりますけれども、こちらのほうの利用状況が年々緩やかな右肩下がりという状況。そして、要介護度が介護1以上の方が減少している中で、要支援の方が増加しているということで、現在、介護報酬のほうが上がりにくい状況になっているというところで、運営状況のほうは、収益のほうが上がりにくい状況にあるということから、今回の3年間の指定管理の委託料につきましては、今年度、3年間の状況を踏まえまして、増額で積算をしたところでございます。

お答えとさせていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） その金額、増額の分については妥当だという評価をされたんだろうというふうに思いますが、もう1点、視点が変わるんですけど、これまで運営をされてきて、適任っていうかな、適合ちゅうんですかね、適していたというような評価をされていると思うんですが、改善してほしいっていう内容は全くなかったということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） 改善点の要望等があれば。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） 改善点につきましてというところでいきますと、今、特にデイサービス事業を運営している中で、デイサービスの内容についてですね、改善について、お話が上がったということがございますので、こちらにつきましては、次の3か年の指定管理、される場合については、デイサービスの内容を見直していきたいということで社会福祉協議会のほうから提案があっているというような状況でございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） すいません、ちょっと後戻りするんですけど。協定書に基づいてということだったんですけど、金額の差額がどれだけ出たらこういった協定の中を、何と言うかな、適用して見直しをするということになるんですか。指定管理者側がもうあくまでも申し出てきたときに対応するというような感じになるのか、もしくは、行政側にも、社会情勢の変化があった場合なんかには、見直す必要がありますねっていうようなことで相談することがあるのか、その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

○理事兼健康福祉政策課長（石本 淳君） 今回につきましては、御承知のところかと思いますが、最低賃金のアップというのが背景にございました。そのようなところで、指定管理者と市で、この協定書の中では双方で協議をすることになってございますので、市から提案する場合もございまして、指定管理者のほうから御相談があるという場合も想定されるというところでございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第143号・八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンターに係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時23分 小会）

（午前11時23分 本会）

◎議案第144号・指定管理者の指定について
（八代市立図書館）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、議案第144号・八代市立図書館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○生涯学習課長（公民館館長兼務）（泉 宜孝君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）生涯学習課の泉でございます。

議案第144号・指定管理者の指定について説明をいたします。大変恐縮ですが、着座にて御説明させてよろしいでしょうか。失礼します。

資料につきましては、12月定例会議案書のほかに、別途配付しております指定管理者の指定についてという資料にて御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず議案書の16ページをお開きください。

議案第144号、教育委員会が所管いたします八代市立図書館の指定管理者の指定につきまして、議決を求めるものでございます。提案理

由でございますが、本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するためには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

それでは、詳細について別紙資料にて御説明をいたします。

資料の1番目、施設の概要でございます。今回、指定管理の対象となりますのは、八代市立図書館本館、せんちょう分館、かがみ分館の3館でございます。平成27年度より指定管理者制度を導入しており、今年度が委託期間2期目の最終年度となります。

2番目の指定期間でございますが、令和7年の4月1日から令和12年の3月31日までとしておりまして、前回同様5年間でございます。

3番目の提案価格につきましては、令和7年度は1億3841万6000円、5年間合計で6億9208万円となっております。

4番目の候補者の概要につきましては、名称はTRCグループ共同企業体、業務運営が株式会社図書館流通センター、そして施設の管理のほう九州総合サービス株式会社、この2社の共同企業体でございます。平成27年度より指定管理者制度を導入しており、今回指定されれば3期連続となることになります。

5番目に指定の経緯でございますけれども、前回と同様、公募としております。9月18日に実施した説明会と施設の見学会には3者の出席がございました。しかしながら、応募された事業者はTRCグループ共同企業体1者のみということです。

6番目の今後の日程でございますが、12月定例会にて指定議決を受けた後、速やかに指定通知及び指定の告示を行います。その後、来年3月定例会にて予算案を提案し、議決をお願いいたしまして、協定の締結後、令和7年4月1日から指定管理者による運営開始を予定しております。

7番目に選定委員会の委員名を掲載しております。委員10名のうち6名が外部委員となっております。

最後に、選定結果につきまして申し上げます。次の4ページをお願いいたしまして、八代市立図書館指定管理者候補者選定集計表となります。審査結果につきましてでございますが、4つの選定項目のうち、1つについては、教育委員会において提案者の運営方針などの適否を審査し、適していると判断したところでございます。2から4の3項目については、選定委員会において点数化し、それぞれ100点満点で評価しております。結果、100点満点中82.6点となっております。候補者選定の基準が配点の6割以上となっておりますので、基準を満たしているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 指定管理業務——図書館のほうは何名で回していらっしゃるというか運営されているんですかね。

○生涯学習課長（公民館館長兼務）（泉 宜孝君） 図書館3館ございまして、全部で24名となっております。内訳といたしましては、現状で14名が本館、そして、かがみ、せんちょう、それぞれが5名・5名の合わせて24名となっております。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 前に審議した健康福祉部のほうでは、指定管理者に対して人件費の補正をということで追加補正があったんですけど、図書館のほうは人件費補正というのは必要なかったんでしょうか。

○委員長（成松由紀夫君） 人件費の補正。

○生涯学習課長（公民館館長兼務）（泉 宜孝

君） 先ほどの人件費補正というのが、今年度の補正予算の部分の人件費高騰分を補正をかけております。（委員大倉裕一君「さっきあったんですかね」と呼ぶ）はい。（委員大倉裕一君「あ、失礼しました。あ、130万か」と呼ぶ）130万円です。（委員大倉裕一君「それは失礼しました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですね。

○委員（大倉裕一君） はい。

もう一つ、適という、適してるというような組織といいますか指定管理先なんですけども、先ほどと同じ質問になるんですけど、改善してほしい内容とか、そういったものについては、何か出たりとかしてませんか。

○生涯学習課生涯学習推進係長（西村久美君）

TRCグループ共同企業体が運営される前期はですね、職員数が20名でされてたもんですから、こちらとしては、職員数を増やすように改善のお願いをしまして、今現在24名になっております。以前は人員が少ないというところが課題だと思っておりましたが、今、改善されているということです。あと、サービス面につきましては、接客含めてですね、お客様の声、市民の声からも満足をいただけておりますので、そういった面としては、特に、さらなる研修などもされておりますので、特段は考えてはおりません。

○委員長（成松由紀夫君） 改善されてるちゅうことですね。よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい、ありがとうございます。

○委員（堀口 晃君） この図書館なんですけども、どこまでがこの指定管理で要求するかという、——例えば利用状況であつたりとかっていう、もっとこの図書館を利用してほしいとかっていう、こんな要望はこの指定管理者のTRCだったかね。こちらのほうにお願いするっていうこと……、TRCか。TRCにお願いする

っていうことでいいですかね。

○生涯学習課生涯学習推進係長（西村久美君）

今の御質問ですが、毎月1回ですね、生涯学習課と指定管理者との定例会を行っておりまして、市民の方からの声だったりとか、生涯学習課としてもっとここをこうしてほしいというところがあれば、その定例会にてですね、要望し、改善をいただいているところです。また、毎年、年に1回ですね、指定管理者のほうで来館者アンケート及び一般のホームページ上でのアンケートを取っておられまして、その中でいろんな御意見があった場合に、それをまとめまして、改善できる部分から取り組まれている形です。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。であるならば、今2期目ということで、もう10年ぐらいやっていらっしゃるということになりますよね。そうすると、その10年間で利用状況というのはどういうふうな形で推移しているかというのを、あまり私ちょっと存じ上げないんで、伸びているのか減っているのか、その辺のところをちょっとだけ、概略お聞かせいただければと思うんですが。

○生涯学習課長（公民館館長兼務）（泉 宜孝君） 先ほどの質問に対しての答えですが、貸出しの冊数というのがございます。令和4年度のほうでは、本館、せんちょう分館、かがみ分館、そして移動図書館の部分も含めまして、40万2046冊と、令和5年度におきましては40万6645冊ということで、若干は伸びているような状況でございます。来館をするために、やはり移動図書館とかもですね、活用されているのかなというふうに考えているところでございます。

○委員（堀口 晃君） 冊数は分かりました。僕は来館者数をちょっとお聞かせしていただきたいなと思ったんですけども。

○生涯学習課長（公民館館長兼務）（泉 宜孝

君） すみません、来館者数ですけども、令和4年度におきましては、本館、せんちょう分館、かがみ分館において36万8262人と、令和5年度におきましては、本館では16万9364人、せんちょう分館5万6397人、かがみ分館では3万9194人となりまして、合計が26万4955人と、非常に落ちているように思われますが、こちらのほうがですね、令和5年度から本館の来館者数というのをICゲートにて計測を行っております。今までは職員の目でカウントしていた部分をICゲートによりまして、より正確な情報ということで、その辺の差が出てきているのかなと。非常により正確な数字がこの令和5年度の数字でございまして、その前の数字というのは目測の数字でございますので、今現在、令和5年度の26万4955人というのが大体平準化して推移しているんじゃないかというふうに考えております。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第144号・八代市立図書館に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午前11時35分 小会）

（午前11時36分 本会）

○議案第142号・財産の無償譲渡について

(八代市シルバーワークプラザ八代の建物等)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、議案第142号・八代市シルバーワークプラザ八代の建物等に係る財産の無償譲渡についてを議題とし、説明を求めます。

○高齢者支援課長(成年後見支援センター所長兼務)(久保祝子君) おはようございます。

(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 高齢者支援課の久保と申します。よろしくお願いいたします。それでは、座りまして説明させていただきます。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○高齢者支援課長(成年後見支援センター所長兼務)(久保祝子君) 議案第142号・財産の無償譲渡についてでございます。

議案書は13ページ及び14ページとなります。内容につきましては、事前にお配りしております資料、右肩に令和6年12月11日、文教福祉委員会、議案第142号、高齢者支援課とあります資料を基に御説明させていただきます。説明順が多少前後いたしますが、御了承ください。

まず、1つ目の概要につきましては、今回、無償譲渡を予定しております建物は、八代市シルバーワークプラザ八代で、平成13年に八代市シルバー人材センターの活動拠点として整備したものです。ワークプラザ設置の目的や事業内容につきましては、シルバーワークプラザ八代条例に規定しております。

建物の所在地は、八代市古城町1719番地2で、下から2番目の表になりますが、建物は鉄骨造平屋建てで610.50平米、185坪、工作物は12.246平米、約3.7坪となっております。

次に、譲渡の相手方は、一番上になりますが、八代市古城町にあります公益社団法人八代市シルバー人材センターで、理事長は田中陽子氏、職員数は12名、会員数は令和5年度末で12

75人となっております。

このシルバーワークプラザ八代は、整備当時は、シルバー人材センターの活動拠点として、事務所や会員の作業、休憩場所としての活用はもとより、一般の市民の貸館も想定し、会議室など4室整備し、高齢者の就業の機会及び技術研修の場を提供するとともに、市民の福祉の増進を図るを目的で整備されていたものでした。しかしながら、ここ数年は、一般市民の利用もなく、センターのみの利用で専用の施設となっております。

2ページをお願いいたします。

これまでの経緯といたしまして、センターと令和5年度から建物譲渡に関する協議を重ね、先月20日にセンター理事会で譲渡受入れの承認が決議されたことに伴い、今回、財産の無償譲渡の議案を提出するものでございます。

3つ目の無償譲渡する理由としましては、まず、シルバー人材センターは、高齢者福祉サービスや子育て支援など、公共性の高い事業を展開していること。次に、熊本県知事の指定を受けた公益法人であり、本市が進める高齢者の生きがい対策、健康保持増進に寄与していること。さらに、建物の使用においては、一般市民の利用はなく、センターの拠点として事業所兼作業場などであることから、無償譲渡するものでございます。また、譲渡の条件としまして、公共性の高い事業等の継続につきましては、建物をシルバー人材センターの事業の目的以外での使用をしないこと、譲渡後10年間はほかの事業者には転売しないことを契約書で明記することとしております。

なお、土地につきましては、建物同様に事業の継続性の確保のためにも、無償貸付を行うこととしており、八代市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、第4条第1号を適用することとしております。参考としまして、当時の本体工事費1億6398万4000円と、本

市資産税課に照会しました現在の評価額350万9185円を記載しております。

次に、4つ目の無償譲渡の効果についてですが、本市といたしましては、修繕等の維持管理費の削減、センターにとっては、市の条例や規定に縛られることなく、物品販売等も可能となるなど、弾力的な運用が期待できると考えております。

5つ目の文化財——麦島城の遺跡の管理につきましては、麦島城跡の石垣の展示が建物内にありますが現状のまま展示すること、また、施設の開館時間内において、文化財見学者等が来館された場合には対応することも契約書で明記することとしております。

最後に、6のスケジュールについてですが、管理・運用がシルバー人材センターへ移行すること、文化財見学者への対応がこれからも継続して行うことを市民の皆様に対し、市報やホームページ等を活用し、幅広く周知広報を図る予定としております。

以上で、議案第142号・財産の無償譲渡についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） すいません。一般市民の利用が減った、なくなったっていうことでのきっかけにという話だったんですけど、その減ってきた理由というのはどういうことだったのかっていうのは、分かる範囲で説明していただきたいんですけど。

○高齢者支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（久保祝子君） 先ほど、委員さんのお尋ねの件なんですけど、近くにですね、麦島コミュニティセンターのほうがありまして、恐らく市民の方はコミセンのほうを利用されているのかなというふうに感じております。ほとんどが、

このシルバーワークプラザの会議室は、シルバー人材センターのほうが使っている現状となっております。

以上、お答えといたします。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） 先ほど、今、説明で、譲渡して10年間は他の者へ譲渡しないか何かというような御説明だったと思うんですけど、その10年というのは何かに決まった数値なんですか。もしくは、市がそのまま持っていたら、減価償却がゼロになるのが10年後とか、何かそういった数値が入って、何と言うんですかね、根拠があって10年ってされてると思うんですけど、その10年を御説明いただければと思いますが。

○委員長（成松由紀夫君） 10年についての根拠。

○高齢者支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（久保祝子君） すいません、減価償却については、恐らく60年ぐらいというふうには考えているところなんですけども、10年っていうのは、すいません、私のほうとしてはですね、詳しい説明がちょっと、一般的に無償譲渡のときは10年という書き方をするものですから、そのまま使ったところでありまして。すいません。

○委員長（成松由紀夫君） 慣例に従ってっちゃうことですね。

○高齢者支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（久保祝子君） はい。慣例に従って、保育園とかですね、今まで、保寿寮とかを契約書のほうにうたいますときに10年というふうに書いておりますことから、同じように10年って記載したところでございます。すいません、説明になってないかもしれないんですけども、一応お答えといたします。

○委員（堀口 晃君） ちょっと関連でいいで

すか。

その中に文化財も入っているというようなお話でございますが、じゃあ、10年たったじゃあ売りますよってなったときに、もう文化財も何もなくなってしまうということでもいいですか、今のお話では。

○高齢者支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（久保祝子君） 文化財についてはそのまま継続して、展示と保持については、市としてはお願いしていくというか、契約のほうには、そのまま維持をしてもらうようにしていく考えでおります。

○委員（堀口 晃君） それは、売却をされるという状況にあっても、そのお願いはずっと生きるといいですかね。

○高齢者支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（久保祝子君） 市としては、継続で展示してもらう予定としております。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（福本桂三君） すいません、福本です。

土地と建物は別ですので、あくまでも文化財というのは土地についております。土地については、一応貸与ということになっておりまして、文化財については市の持ち物ということで、建物の上部分だけがシルバーに今回は譲渡するという形になってきますので。文化財については、市の持ち物になっております。

以上です。（委員堀口晃君「分かりました。ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） 市の管理ですよな。ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） 今、部長の説明でよく分かったんですけど、土地は市の土地ですよ。土地の借用という部分も無料で貸し出していくということですか。ということであれば、契約書が土地の関係と物件の関係、2つ何か契約ば結びなはっということと理解すればいいんですかね。

○高齢者支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（久保祝子君） 委員さんがおっしゃるとおり、建物の無償譲渡と、その後、土地の無償貸与という形で契約をする予定としております。

○委員長（成松由紀夫君） そういう理解ですね。よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第142号・八代市シルバーワークプラザ八代の建物等に係る財産の無償譲渡については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

◎議案第156号・シルバーワークプラザ八代条例の廃止について

○委員長（成松由紀夫君） 次に、条例議案の審査に入ります。

それでは、議案第156号・シルバーワークプラザ八代条例の廃止についてを議題とし、説明を求めます。

○高齢者支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（久保祝子君） 高齢者支援課の久保です。引き続きよろしくお願いいたします。それでは、座りまして説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○高齢者支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（久保祝子君） 議案第156号・シルバーワークプラザ八代条例の廃止について御説明いたします。議案書は43ページ及び44ペ

ージとなります。

こちらにつきましては、ただいま御審議いただきました議案第142号・財産の無償譲渡に伴い、シルバーワークプラザ八代条例を廃止するものでございます。

施行日は、無償譲渡の日となります令和7年4月1日を予定しております。

以上で、議案第156号・シルバーワークプラザ八代条例の廃止の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、条例を廃止される部分については全く問題はないと思っているんですけども、今の土地ですね。土地をシルバー人材センターさんに貸し出すという部分については、議会に何か、提出といいますか、承認を得るような手続は必要ないんですか。

○高齢者支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（久保祝子君） 委員御質問の件なんですけども、土地については、条例の中で、先ほど説明しました中にありましたが、八代市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条第1項に議会の議決は必要ないということと記載してあることから、議会の議決は必要ないというふうに判断しておりますので、今回は上げておりません。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○高齢者支援課長（成年後見支援センター所長兼務）（久保祝子君） すいません、説明が悪くて。条例のほうに記載してあることから、これにつきましては、議会のほうの議決は必要ないというふうに判断しております。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で

質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） 条例に決まっているということで、今の説明を今の時点では受け止めなければいけないというふうには思うんですけども、市民の財産として貸し出すのであれば、私はやはり議会議決というのが本来の姿であろうというふうに思います。この条例については賛成をしたいと思います。

以上、意見とします。

○委員長（成松由紀夫君） 意見と。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、これより採決いたします。

議案第156号・シルバーワークプラザ八代条例の廃止については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（成松由紀夫君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前11時51分 小会）

（午前11時52分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、本委員会に付託となっている請願、陳情はありませんが、郵送等にて届いております要望書等については、タブレット端末で御確認をお願いします。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、

そのように決しました。

小会いたします。

(午前 11 時 52 分 小会)

(午前 11 時 54 分 本会)

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査 2 件を一括議題とし、調査を進めます。

執行部より、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して 4 件、発言の申出があっておりますので、これを許します。

・保健・福祉に関する諸問題の調査

(八代市こども計画の策定について)

○委員長（成松由紀夫君） それでは、まず、八代市こども計画の策定について説明願います。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）
(森田克彦君) こども未来課、森田です。よろしく願いいたします。

それでは、八代市こども計画の策定について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

それでは、説明は、八代市こども計画概要資料とあります資料をお願いいたします。

まず、計画策定の趣旨についてです。本市では、子供に関する計画を 5 年ごとに更新しています。国では、令和 5 年 4 月にこども家庭庁が発足し、それに伴い、こども基本法が施行され、同年 12 月にはこども大綱が策定されています。このことを基に、今年度は現計画の見直しを行いながら、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の八代市こども計画の策定を進めています。

次に、②計画の位置づけです。八代市こども計画は、こども基本法に基づく市町村こども計画として策定します。また、国のこども大綱を

勘案し策定することから、この大綱に含まれている、各法律に基づく、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援の行動計画、子ども・若者育成支援計画、子どもの貧困対策の推進計画を併せた計画として位置づけています。これまでの市の事業計画に新たに子供・若者への支援の内容を追加し、子供・若者施策を総合的に推進する計画となります。

本市においては、上位計画である第 2 次八代市総合計画と、人口減少の克服に主眼を置いた、第 2 期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえながら、八代市こども計画では、その個別計画として、子供・若者施策の取組を充実させることにより、少子化対策にもつなげたいと考えています。今回、策定するこども計画を次期の総合計画、総合戦略にも反映させてまいります。また、教育や保健、障害児福祉等の各計画とも、整合を取り連携した計画づくりを行います。

次に、③計画の体制と取組です。八代市こども計画は、様々な方々の意見を聴取し、計画を策定していくこととしています。

(1) 市民アンケート調査の実施ですが、令和 6 年 4 月に実施をしており、子供や子育て家庭の保護者、若者から、3 つの種類のアンケート調査を行っています。

資料は、次のページをお願いいたします。

次に (2) です。外部委員 14 名で構成される八代市子ども・子育て会議において、審議をお願いしています。また、市役所の庁内では、子供・若者施策に係る部署に参加をお願いし、協議を行い、意見等をいただいています。

(3) パブリックコメントを 12 月から 1 月にかけて、実施を予定しており、市民や子育て関係の機関・団体等から意見をいただきます。また、子供や若者からも意見をいただけるよう、分かりやすい資料も作成し行う予定です。

次に、④前期計画からの変更点等として新た

な取り組む項目を挙げています。

(1) では、今回の計画から、こども基本法に基づく計画となります。これまでの計画に、子ども・若者育成支援計画の部分を追加し、若者への支援も推進してまいります。

2つ目は、結婚、妊娠、出産、子育てまでのライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図り、伴走型の支援を推進します。

3つ目は、若者に対する支援として、若者の社会参画への支援、結婚支援、相談支援等の施策を新たに推進します。

4つ目は、新たな課題や制度、ニーズに対する取組を進めます。ヤングケアラーへの対応や子育て家庭への経済的支援の充実、幼児教育の推進、また、新たに実施されるこども誰でも通園制度等に対応してまいります。

それでは、次に、八代市こども計画の素案について、御説明いたします。資料は、3ページ目、左上に八代市こども計画（素案）とあります資料をお願いいたします。

まず、計画の基本理念を前期計画から引き継ぎ、安心してこどもを生み育てることができるまちやつしろとしています。地域全体で子育てを支援し、子育て世代に選ばれるまちやつしろを目指します。

次に、緑色の部分です。八代市の現状やアンケート調査などを基に、こども・若者と子育て家庭を取り巻く課題として、7つの課題を挙げています。

課題の1のこども・若者への一貫した支援体制、課題2の地域社会全体で子育てを支える体制においては、支援への環境整備や体制の強化が必要となっています。

課題3では、経済的理由によって進学する機会を制限されることがないように、教育ニーズへの支援が必要です。

課題の4、子育て環境における安全確保と事故防止では、子供に関する犯罪や事故への対応、

安全な遊び場や子供の居場所づくりが課題となっています。

課題の5では、仕事と子育ての両立やワーク・ライフ・バランスの向上など、働きながら子育てができる環境整備が必要です。

課題の6は、困難を有するこども・若者への支援です。児童虐待に関する相談件数は増加しており、深刻な社会問題となっています。新たなヤングケアラーの支援も重要となっています。

最後に課題7ですが、若者世代の将来の見通しです。アンケート調査からは、相談したくない理由に、相談しても解決できないと思う方が半数以上の回答を占めていることから、相談体制の充実が求められています。

次に、オレンジの部分になります。国のこども大綱と県の計画を勘案し、計画に関する基本的な8つの方針を立てています。

方針の1では、こども・若者の多様な人格を尊重し、継続的に支援することです。子供や若者の個性を尊重し、権利を保障し、支援します。

方針2は、若者が結婚・子育てに希望を持てる環境を整備することです。経済面や育児環境の充実への支援と環境づくりを目指します。

方針3は、地域社会でこどもや若者、子育て当事者を支援し、成長を支えることです。地域全体で連携し、安心して子育てができる環境を提供します。

方針4は、ライフステージに応じて切れ目なく対応し、支援することです。必要な支援が途切れないよう、ライフステージに応じた支援を行います。

方針5は、仕事と生活の調和を実現することです。ワーク・ライフ・バランスへの意識の向上や安心して子育てができる社会を目指します。

方針6は、子育て支援の充実を図り、その支援を担う人材を支えます。子育て支援の提供体制の充実を図るとともに、子育て支援を担う人材の確保に努めます。

方針7は、関係機関と連携し、社会全体の機運醸成を行うことです。市が率先して子供施策に取り組み、関係機関との連携、社会全体での意識向上に取り組みます。

最後に、方針8は、市民とともに明るい未来を創ることです。市民一人一人が協力し合い、子供・若者が健やかに成長できる明るい未来を共に築いていきます。

次に、先ほど説明いたしました課題や基本的な8つの方針を基に、右側の紫色の部分になります。子供・若者施策の7つの基本テーマを設定し、基本テーマごとに基本施策を位置づけ、各種施策を展開していきます。

まず、テーマの1では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の提供として、相談や情報提供体制の充実や多様なニーズに対応する子育て支援サービスの充実を行います。

テーマの2では、地域に根差した多様な育児支援とこども中心のまちづくりとして、交流の機会の提供や子供の居場所づくり、体験や学びの場の提供を行います。

テーマ3では、「生きる力」を身につけた未来を担うひとづくりとして、子供の特性に応じた魅力ある教育を推進し、資質や能力を伸ばし、生きる力を育んでいきます。

テーマ4では、こどもの安全確保と生活環境の整備として、子供たちが安心して外出できるまちづくりや遊び場の確保、防犯体制の整備など、環境づくりに努めます。

テーマ5では、子育て家庭の生活基盤の安定とワーク・ライフ・バランスの支援として、安心して仕事と育児を両立できるよう、子育てサービスの充実を図り、男女が共同で育児できるような環境を整備していきます。

テーマ6では、多様なニーズに応じた支援ときめ細やかな取組みの推進として、児童虐待防止や独り親家庭の支援、子供の貧困対策等に取り組みます。

最後に、テーマの7では、若者が幸福な生活を送るための支援として、若者の就労、結婚といった不安に対し、相談支援等の整備を整えていきます。

このテーマ・基本施策ごとに、関係部署・関係機関等と連携しながら各種事業を展開してまいります。基本施策ごとの主な取組については、素案に記載しております。それぞれの取組については、毎年度、該当する事業や施策の確認、進捗状況の確認をしまして見直しを行うとともに、新たな課題にも対応することとしています。

最後に、青色の部分ですが、素案の第5章には、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保について、記載しています。この部分については、子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援事業計画の部分に当たり、この事業計画を定めることとされています。令和7年度から5年間の教育・保育部分である幼稚園や保育園、認定こども園、地域型保育事業などの利用ニーズとその利用ニーズに対応した提供体制を確保する計画、また、地域子ども・子育て支援事業として、放課後児童クラブや子育て支援センター、一時預かりなどの17の子育て支援事業についても、同じように計画を作成することとしています。

以上で素案の説明を終わります。今後、パブリックコメントにより市民からの意見等を聴取し、計画に反映させ、策定に向けて進めてまいります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） それでは、午前中の審査はここまでとし、しばらく休憩いたします。午後は13時から再開いたします。

（午後0時06分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○委員長（成松由紀夫君） 休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

それでは、午前中に説明がありました八代市こども計画の策定について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 全体的にはですね、必要なことだなというふうには思うんですけど、基本テーマ1のところで、妊娠期から子育て期までのということですね、子供を産むというところの施策というかその方針が、あまりにもちょっと簡単過ぎるかなというふうに思うんですけど、これは何か具体的な案とかいうのは、これからということですか。それとも何か考えられているんですか。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（森田克彦君） テーマ1では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の提供ということ掲げておりますが、妊娠期からは母子保健という分野では妊婦健診や産婦健診、そういった事業を継続して行っていきたいと思っております。

また、結婚に至るまでの若者の対応につきましては、テーマ7のほうで、若者の支援ということで、結婚支援等を行いながら、不妊治療あたりの制度等も継続して行っていきたいと考えています。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） おおむねは理解するんですけど、その現状を反映したところで具体的な表現はもうされないという方向性なのかどうなのかというのは、方針だけで、大まかなことで表すということとどめるのか、それとももっと具体的なことで盛り込んでいくのかというのはあるんですか、方針的には。

○委員長（成松由紀夫君） 毎年度、進捗状況等を確認し、見直しを行いますって書いてあるからですね。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） うん。ある程度カバーリングはしてあると思うんですが、何かあ

りますか、執行部。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）

（森田克彦君） 素案のほうの冊子のほうには主な事業ということで掲げさせていただいております。毎年度、事業につきましては、関係部署等にも確認を取りながら、こういった取組をするのか、また年度ごとに見直しを行いながら、また新たな事業を始めるとか、課題になった項目があれば、そういったものも毎年度見直ししながら進めていきたいと思っております。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですね。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかに。

○委員（橋本徳一郎君） もう1点。

あと、パブリックコメントの期間が12月から約1か月間ということで、年末年始にまたがるということになりますよね。実際どの程度の周知ができて集まるのかなって、ちょっとその辺が心配なんですけども。どうなんでしょうか。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）

（森田克彦君） 今回、この計画のほう、御説明させていただきまして、今後、庁議のほうにかけまして、それからパブリックコメントに移りたいと思いますが、年末年始かかりますので、皆さん1か月は内容を見れるような期間を取りたいとは思っております。周知の期間も含めて、検討したいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（堀口 晃君） 今回の計画については、国の方針であり、熊本県の方針ということで、計画を立てられて、素案が出てきているわけなんですけど、これについて、例えば、成果っていう、目標を立てて、このくらい、数値目標みたいなやつというのはないんですかね。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）

（森田克彦君） 数値目標につきましては、こども計画の素案のほうの資料のほうの43ペー

ジのほうに、計画の成果指標ということで上げさせていただいております。資料のほうが、（委員堀口晃君「あっとかな」と呼ぶ）はい。（委員堀口晃君「43ページ、これ、概要か」と呼ぶ）（委員橋本徳一郎君「それとはまた別に」と呼ぶ）（委員堀口晃君「別にあっと」と呼ぶ）

○委員（堀口 晃君） 例えばテーマ7というふうな部分の、テーマがありますよね、テーマ1から7まで。例えばの話なんですけど、若者が幸福な生活を送るための支援とかという部分の中において、若者の自立と参画の支援をやっていきますよ。それがどこまでできましたかという、こんな目標もそれぞれのところにあるということでもいいですか。幸福度なんかなかなか計り知れないようなところがあるんですけど、その辺のところもちゃんとした数値目標があるということで認識してよかですか。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（森田克彦君） 各テーマごとに施策・事業を展開していくこととしておりますが、各テーマごとの施策・事業については、毎年度、進捗状況の確認であるとか、実績等を確認していく予定にしております。

こども計画のほうには計画全体の指標と子供に関する成果指標、また、子育て家庭に関する成果指標、また、若者に関する成果指標という大きな指標を掲げさせていただいておりまして、先ほどの若者に関して申し上げますと、今、自分が幸せだと思う若者の割合というところで成果指標を上げさせていただきます。こちらは、アンケート調査を今回4月に取っておりまして、その中で指標等を確認していくといったところを予定しているところです。（委員堀口晃君「はい。分かりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） すいません、ヤングケ

アラーの何というのかな、実態を把握するためという部分では、何かもう既に考えていらっしゃる部分はありますか。それが一つと、もう一つは、このこども計画を実際やっていく中に当たっては、教育委員会だとか、ほかの地域定住というか、そういったところの、総務企画部ですかね、そういったところもいろいろ入ってきていると思うんですけど、筆頭部としては健康福祉部という、そういう認識でいいのかということをお教えいただいてもいいですか。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（森田克彦君） ヤングケアラーにつきましては、国のほうが支援を法定化しておりまして、国のほうの説明会が最近何度かあっておりまして、こちらでも見させていただいているところです。実態の把握や今後の支援の方法につきましては、これから検討を進めて実施していきたいと考えております。

あと、計画につきましては、今回、こども計画については、健康福祉部が所管ということで進めてまいりたいと思っているところです。

○委員（大倉裕一君） 筆頭部は健康福祉部ということで大丈夫ですね。（こども未来課長（こども家庭センター長兼務）森田克彦君「はい、大丈夫です」と呼ぶ）

分かりました。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で八代市こども計画の策定についてを終了します。

・保健・福祉に関する諸問題の調査
（宮地さくら保育園における経過報告について）

○委員長（成松由紀夫君） 次に、宮地さくら保育園における経過報告について説明を願います。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）

(森田克彦君) こども未来課、森田でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、宮地さくら保育園における経過報告について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○こども未来課長(こども家庭センター長兼務)

(森田克彦君) それでは、事前に配付させていただいております資料をお願いいたします。

前回、市議会の9月定例会、文教福祉委員会の所管事務調査におきまして、宮地さくら保育園の現状と今後の取組について説明をさせていただきました。その後、保育園保護者と地域の代表者に対し、説明を行っております。説明の内容は、園児数が減少している現状と、今後、園児数が10人を下回る可能性がある厳しい状況にあること。また、方針については、今後の入所状況や保育園保護者、地域の意見を聞きながら、継続実施または民営化・統廃合等の検討を行うことを説明し、御意見等をいただいております。

保育園保護者からは、安心して預けられる場所として、このまま保育園を利用したいと存続を希望されるお気持ちや保育園の行事や運営などが厳しくなるのであれば、統廃合も仕方ないという御意見もありました。また、転園を視野に考えていこうと思われる御家庭もあっております。ほかには、存続に必要なこと、存続が難しいことをもう少しイメージしやすい内容で提供してもらおうと理解を得やすいとの意見や方針のはっきりしたことを伝えてほしいと早期の方針決定を望む意見もあります。また、保育園園舎については、地域の憩いの場としてでも残してほしいとの意見もございました。

地域のまちづくり協議会みやじの役員の方々からは、保護者の納得される形が一番いいとの意見や校区外の保育園を利用する家庭が多いことに対し、住んでいる校区の保育園へ通うとい

う風習がなくなっているとの意見がありました。また、市は何年度に統廃合すると決めているのか、統廃合した場合の園舎の活用はどうするのかという御質問もいただいております。

今後は、12月18日のまちづくり協議会みやじの運営委員会と市政協力員や民生委員、児童委員の例会にお伺いし、地域の代表の方々に説明を行い、御意見をいただくこととしてまいります。現在、令和7年度の入所については申込みを受け付けております。今後は、この入所状況を見ながら、また、保育園保護者と地域の方々に引き続き丁寧な説明を行い、御意見をいただきながら、保育園の整理方針については検討していきたいと考えております。

以上、宮地さくら保育園の経過報告です。

○委員長(成松由紀夫君) 本件について何か質疑、御意見等ございませんか。

○委員(大倉裕一君) 説明資料の中からなんですけど、保護者、地域への説明の中で、今後の見込みとして園児数が10人を下回るというのは、いつの時点になるんですかね。

○こども未来課長(こども家庭センター長兼務)

(森田克彦君) 保護者の皆様や地域の皆様方の説明の中では、令和8年度の見込みが10名を切るといったような御説明をさせていただいております。(委員大倉裕一君「8年」と呼ぶ)はい。

○委員長(成松由紀夫君) 再来年。

○委員(大倉裕一君) それだったら、すいません、令和7年4月では何名になるんですか。

○こども未来課長(こども家庭センター長兼務)

(森田克彦君) 想定としましては、令和7年度に新たな入所児童がない場合を想定しておりますが、令和7年度の見込みでは14人という見込みを立てているところです。

○委員長(成松由紀夫君) よろしいですか。

○委員(大倉裕一君) はい。

○委員長(成松由紀夫君) ほかにございませ

んか。

○委員（堀口 晃君） 同じく、この保護者からの意見ということで、例えば方針をはっきりしたことを伝えてほしいであったりとか、地域の憩いの場として残してほしいという御意見があることについて、この一つ一つに回答していかないといけないだろうと思うんですけども、その辺の方針について、まだ市として、執行部としては何も明確にはなされていないということではないですか。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（森田克彦君） 現時点では保護者の方、地域の方には現状をまず理解していただくことで説明しております。方針については、現在令和7年度の入所の申込みあたりを進めておりますので、その入所状況あたりとか、今後いただく御意見等を踏まえて、方針は決定したいと考えているところです。

○委員長（成松由紀夫君） 経過報告だからね。

○委員（堀口 晃君） 例えば、その園児数が10人を下回ったときに、じゃあ、何名だったならば存続できるのか、もし何名だったら存続できないのか、この辺の基準も何も明確じゃないということではないですか。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（森田克彦君） 特に人数の何人下回ったかというところまでは、市としては、方針は、決定はしておりません。

○委員（堀口 晃君） それだったら、やっぱ保護者の皆さんもなかなか難しいですね。新たに、今こんな現状ですよっていう報告をされて、ひょっとしたら閉園になるかもしれませんね、なんていうような話で。じゃあ、いつ頃、どやんなったというような話になって。人数は人数で、いや、5人になってもしますよとかね、3人になってもしますよ、大丈夫ですよなんていうようなことが明確にあるならば、ああ、まだ続くんだってあるんだけど、いやいや、閉

園になるかもしれないけども、その前にお話をしとかないかんと思ってお話ししましたっていうぐらいじゃあね、なかなか、保護者のほうも、え、どやんなったというようなことになるけんが、ある程度早めな部分での市の方針という部分は決める必要があるんじゃないかと思えますけど、その辺はいかがですか。

○委員長（成松由紀夫君） 今後について。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（森田克彦君） 委員御指摘のとおり、方針については早めに検討したいとは考えております。今後、令和7年度に向けた入所状況あたりも確認して、早めに方針は決定させていただきたいと思っております。（委員堀口晃君「はい」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

○委員（大倉裕一君） さくら保育園の建物は築何年なのかということと、さくら保育園の運動スペースといいますか敷地ですね。敷地がどれだけあるのか。建物は築何年と、面積というんですかね、容積。

○委員長（成松由紀夫君） 園庭も含めてでしょう。園庭も含めて。

○委員（大倉裕一君） 園庭も含めて。

○委員長（成松由紀夫君） 敷地面積と築何年か。

○こども未来課長（こども家庭センター長兼務）（森田克彦君） 園舎の建物については、築44年となっております。あと建物の面積ですが196.54平米、土地については3697.2平米ということになります。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 結構です。はい。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で、

宮地さくら保育園における経過報告についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会します。

(午後 1 時 1 5 分 小会)

(午後 1 時 1 7 分 本会)

・保健・福祉に関する諸問題の調査

(八代市障害者控除対象者認定基準の変更について)

○委員長(成松由紀夫君) 本会に戻します。

次に、八代市障害者控除対象者認定基準の変更について、説明願います。

○介護保険課長(草西亮介君) 皆様、こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり) 介護保険課の草西と申します。どうぞよろしく願います。

それでは、八代市障害者控除対象者認定基準の変更について、御説明をさせていただきます。座って失礼いたします。

○委員長(成松由紀夫君) どうぞ。

○介護保険課長(草西亮介君) まず、1、改正の趣旨でございます。

税控除における障害者控除の対象者につきましては、障害者手帳の交付を受けておられる方などは、所得税法施行令のほうに規定をされておりますけれども、介護認定者につきましては明記をされていないことから、多くの自治体では、65歳以上で障害者に準ずる者として、各自治体で認定基準を定め、税法上の障害者控除の対象としております。本市におきましても、要綱において基準を定め、65歳以上の要介護認定者の方を障害者控除の対象者として認定しておりますが、今般、市民の方からの御指摘もありまして、県内他市を調査し、その取扱状況等も踏まえ、要綱改正を行い、本市の認定基準を変更したものでございます。

次に、2の改正の内容でございます。

まず、(1)控除対象者の区分見直しにつ

ましては、これまで要介護1から3の方を障害者控除、要介護4・5の方を特別障害者控除と区分していたものを、いずれも要介護認定者(要介護1～5)に変更するものでございます。

次に、(2)の障害者控除、特別障害者控除の認定基準の見直しについてでございます。①の障害者控除につきましては、これまでの基準より、比較的軽度・中度の認知度Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、または軽度の寝たきり度A1、A2の方を認定し、②の特別障害者控除は、重度の認知度Ⅳ、M、または中重度の寝たきり度B1、B2、C1、C2の方を認定するというものでございます。

次に、3、改正に伴う影響でございます。

この改正によりまして、対象者数は約6500人と見込まれ、この控除の適用による市民税等の影響額は、市民税が最大約3500万円、介護保険料が最大約2300万円の減額と試算をしております。

最後に、4の周知方法につきましては、今後、この障害者控除対象者の方へは郵送による個別のお知らせをいたしまして、市のホームページや広報やつしろ、市内の居宅介護支援事業所や介護保険施設、税理士会等へ周知を行ってまいりたいと考えております。

次のページの資料は、先ほど御説明した内容を表にしたものでございます。左側が改正前、右側が改正後となります。主な変更点は、要介護度での区分を統一したこと、また、右側の改正後の上の表の認知度Ⅱa、Ⅱb、その下の表の寝たきり度A1、A2、いずれも黄色部分でございすけれども、を新たに障害者控除の対象としたということでございます。

次のページの資料は、県内各市の取扱状況のイメージ図でございます。八代市は、対象の範囲がこれまでの青色から緑色へ変更することで、これまで対象外でありました、より軽度の方も障害者控除の対象とするというものでござい

す。

なお、この認定基準につきましては、市民の皆様は、税控除に係る大事な部分になりますので、手続や内容のお問合せ等に対しましては、関係部署とも連携を図りながら、丁寧な説明に努めてまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） これまで介護度での区分というのが、その認知度であったり寝たきり度であったりというふうなことになるのと、今、説明と受け止めましたが、この通知自体が来て、え、煩雑になり、え、そんな気がするんですけど、その辺の通知、通達というのはどういうふうなことでされる予定ですか。

○介護保険課長（草西亮介君） 対象者の方が要介護1から5の方で、この基準に該当されるという方につきましては、おはがきのほうで申請が可能であるというようなやり方をしたいというふうに考えております。12月31日時点で、その基準に合われる方というのを年明けに発送してから御案内をしたいというふうに考えております。

○委員（橋本徳一郎君） 割と介護度の高い方というのは、入所されてたりだとかいう方が多いのかなというふうに思うんですけど、その御家族だとかキーパーソンに対しての通達というのはされないんですか。

○介護保険課長（草西亮介君） そこにつきましては、ちょっとまた、そこは改めて検討させていただきたいと思います。考えたいと思います。すみません。

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

○委員（堀口 晃君） 改正に伴う影響ということで対象者は6500人、約ですね。それか

ら、心配するのはその介護保険料が最大で2300万円の減額になるというような部分。これについては、何か対策なんかは考えていらっしゃるかどうかということをお聞きしたいんですが。

○介護保険課長（草西亮介君） 介護保険料につきましては、介護保険の特別会計のほうで、ちょっと以前御説明をしたように、繰越金のほうが今かなり多い状況ではございますので、その繰越金と、基金のほうも、今、積み立てている状況もございますことから、この影響額については今のところ心配はないかというふうに考えております。（委員堀口晃君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で、八代市障害者控除対象者認定基準の変更についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会します。

（午後1時23分 小会）

（午後1時24分 本会）

・保健・福祉に関する諸問題の調査

（八代市国民健康保険運営協議会に対する諮問及び答申について）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

次に、八代市国民健康保険運営協議会に対する諮問及び答申について説明をお願いします。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の高崎でございます。

八代市国民健康保険運営協議会に対する諮問及び答申について、失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） 提出して

おります資料は1から3でございますが、資料1と2は、去る10月30日に開催されました八代市国民健康保険運営協議会——以後、国保運営協議会と申し上げます。におきまして、令和7年度の国民健康保険税率等の諮問内容を説明した際に使用したものでございます。また、資料3は、国保運営協議会からの答申書でございます。

まず、資料1をお願いいたします。

これは、本市国民健康保険特別会計の平成30年度から令和5年度の実績値、令和6年度の見込み値、令和7年度から11年度までの推計値でございます。

表の中の黄色部分は決算に影響する重要な部分でございます。まず、歳入欄について、表の一番上の行が、被保険者が納付します保険税です。次の保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税軽減相当額の7割・5割・2割を国・県・市が公費で補填するものです。次の財政安定化支援事業繰入金は、被保険者に低所得者が多いこと、被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていることによる国保財政の負担について、市から財政支援を行うものです。次の未就学児均等割保険税繰入金は、子育て世代の負担軽減を図るため、未就学児に係る均等割額を半額としており、その減収分を国・県・市が公費で補填するものです。

続きまして、歳出欄の国保事業費納付金は、その年度に必要な医療給付費を県が推計し、公費で賄われる部分を除いた額を市町村に割り当て、市町村が納付するものです。

次に、資料2をお願いします。

これは、ただいま説明しました項目を抜粋し、国保事業費納付金と税收等を比較するとともに、1人当たり医療費の推計をグラフ化したものです。

歳入については、被保険者数の減少や社会保険適用拡大の影響により、減少を見込んでおり

ます。

歳出については、先ほど述べましたように、被保険者数は減少すると見込んでおりますが、下段の表のとおり、1人当たりの医療費は、医療の高度化等により増加すると見込んでいます。そのため、医療費総額はほぼ横ばいで推移し、市町村が県に納める国保事業費納付金もほぼ横ばいで推移すると推計しています。

中段のグラフは、ただいま説明しました国保事業費納付金と税收等を示したのですが、令和6年度以降も歳出が歳入を上回る状況と見込んでいるところです。

資料1にお戻りいただきまして、資料の下段の単年度収支、表の青色部分について、本年度は若干の黒字を見込んでいますが、令和7年度からは単年度収支で赤字が見込まれ、令和11年度には基金も取り崩す事態になると見込んでおります。

国保運営協議会の会議録等はホームページ上で公開することとしておりますが、会議の中で出席委員からは、国保税收や医療費等の状況に鑑み、収入を確保するため、国保税を累進課税方式で賦課し、所得の多い世帯から徴収することはできないのか、しっかりと予防医療を行う必要がある、まずは健診の受診率を上げるようになどの御意見が出されております。

資料3をお願いします。

このような状況を踏まえ、12月2日、国保運営協議会からは、今後、被保険者の減少に伴う保険税收の減少や高齢者人口の増加に伴う医療費の増加が見込まれるものの、繰越金や基金を活用することにより、国民健康保険制度の運営を維持できるとの見解から、次年度の国民健康保険税率等の据置きは妥当であると判断したとの答申をいただいたところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について何か

質疑、御意見等ありますか。ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 一般質問でも取り上げさせてもらったところで、この資料が出てきたので、詳しい説明はありがとうございます。確かに将来的に非常に現状で厳しいというのは分かることです。ただ、国保の国庫負担金の分はですね、その辺は変わらずというところの現状の話なので、将来的に増やしてもらおうとか、そういったものも要求していく必要があるだろうなというふうなことは重ねて申し上げたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） 意見ですね。

○委員（橋本徳一郎君） 意見です。

○委員長（成松由紀夫君） ほかに。

○委員（堀口 晃君） 今、運営協議会の答申が出ておる中において、見ますと、国保の保険制度の運営を維持できるとの見解からって書いてあるんですが、次年度についても据置きというようなことで、ここを見ても赤字になってくるのではないかなと思うんですけど、私のグラフの見方が違うんですかね。ちょっと教えていただいていいですか。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） 資料の1のほうを御覧いただいてよろしいですか。（委員堀口晃君「1ですね」と呼ぶ）はい。（委員堀口晃君「このブルーのやつでしょう」と呼ぶ）はい。資料1のですね、今現在で、（委員堀口晃君「令和7年度は何か、ああ、ごめんなさい、どうぞ」と呼ぶ）令和7年度についても、一番下に単年度収支がございますが、単年度収支でいきますと赤字——4900万円ほど赤字というふうな見込みがございます。（委員堀口晃君「ですね」と呼ぶ）ただ、基金の残高、その下の欄になりますけれども、今3億5000万円ほど基金がございますし、実質収支で繰越しの見込みもありますので、まだ約10億円ほどは来年度においても国保税の余裕があるといったような状況ですので、はい。単年度自体では

厳しい状況ですけれども、しばらくは基金と繰越額で維持できるというようなところですよ。

○委員（堀口 晃君） 分かりました。ただ、これから先、このブルーのラインを見ていくとですね、どんどんどんどんやっぱり赤字になっていくというふうな状況が見受けられるわけなので、いずれはじゃあ、また値上げをしないといけないというのがどこかでは出てきますよね。基金の取崩しであつたりとかつていう部分を含めて、何とかやりくりしていても、どこかでは、このままではいけないというふうなことになるくるんじゃないかと心配するところなんですけど、その辺どうお考えですか。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） 国保についてはですね、熊本県の、都道府県で税率も統一するような、今、動きになっています。令和9年度からは原則として統一と、令和12年度からは完全統一というふうな形になりますので、現在は八代市の国保の条例等に基づいて税率は換算しておりますが、その後はもう県が示したもので税率を算定するような形となっております。（委員堀口晃君「分かりました。了解です」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですね。ほかにございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 令和12年度から完全に統一というふうなことで言われましたけど、そうなった場合の保険税というのは高くなるのか安くなるのかというのは、見込みはありますか。

○国保ねんきん課長（高崎博文君） 所得の階層に応じてですね、安くなる方もいらっしゃるし、高くなる方もいらっしゃるかと思います。八代市の今、所得割の税率については、県内でも高い水準にありますので、低所得者の方々に配慮したような設定となっておりますが、県が標準税率を示した際には、恐らく所得税率は下がってくると。そうすると低所得者の方は

税率が増えるのではないかというふうに思っております。

委員長

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですね。
ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で、
八代市国民健康保険運営協議会に対する諮問及び答申についてを終了いたします。

小会します。

（午後１時３４分 小会）

（午後１時３５分 本会）

○委員長（成松由紀夫君） 本会に戻します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で
所管事務調査２件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査２件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

（午後１時３６分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和６年１２月１１日

文教福祉委員会